

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、安堵町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年五月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（地図情報レベル五〇〇航空写真撮影及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 安堵町内一円
- 三 測量の期間 令和四年五月二日から令和五年三月三十一日まで